

# 第3節 安全で安心な暮らしを守る施策

## ① 女性を守る施策

### (1) ストーカー事案への対応

警察では、被害者の意思を踏まえ、ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」という。）に基づき、警告、禁止命令等、援助等の行政措置を講じて被害拡大の防止を図るほか、ストーカー規制法その他の法令を積極的に適用してストーカー行為者の検挙に努めている。

また、各種法令に抵触しない場合であっても、被害者に対して防犯指導や関係機関の教示を行うとともに、必要に応じて相手方に対する指導警告を行うなど、被害者の立場に立った積極的な対応を行っている。

図 1-38 ストーカー事案対策の枠組み

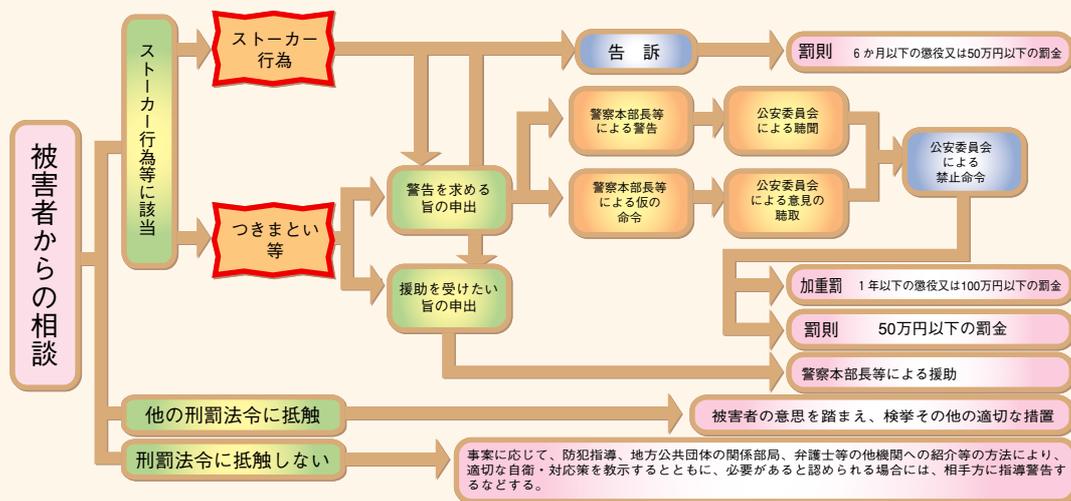


図 1-39 ストーカー事案の認知件数の推移 (平成16~20年)



注：ストーカー事案の認知件数は、ストーカー規制法に違反する事案のほか、刑罰法令に抵触しなくとも、執拗なつきまといや無言電話等による嫌がらせ行為を伴う事案を含む。

表 1-11 ストーカー規制法の適用状況の推移 (平成16~20年)

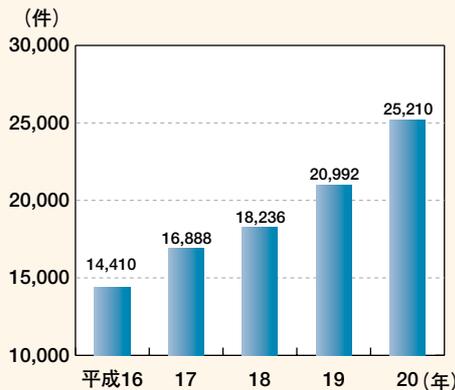
区分	年次	16	17	18	19	20	前年比増減
警告 (件)		1,221	1,133	1,375	1,384	1,335	△49 (△3.5%)
禁止命令等		24	22	19	17	26	9 (52.9%)
仮の命令		0	1	0	0	0	0 (0%)
援助		1,356	1,569	1,631	2,141	2,260	119 (5.6%)
検挙 (ストーカー行為罪)		200	198	178	240	243	3 (1.3%)
検挙 (禁止命令等違反)		6	2	5	2	1	△1 (△50.0%)

## (2) 配偶者からの暴力事案への対応

警察では、配偶者からの暴力事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえて捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講じている。

また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）に基づき保護命令の通知を受けた警察では、速やかに被害者と連絡を取り、緊急時の迅速な通報等について教示するとともに、加害者に対しても、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行っている。

図 1-40 配偶者からの暴力事案の認知件数の推移 (平成16~20年)



注：配偶者からの暴力事案の認知件数とは、配偶者からの暴力事案を、相談、援助要求、保護要求、被害届・告訴状の受理、検挙等により認知した件数をいう。

表 1-12 配偶者暴力防止法に基づく対応状況の推移 (平成16~20年)

区分	16	17	18	19	20	前年比増減
裁判所からの書面提出要求 <sup>(注1)</sup> (件)	1,541	2,025	2,172	2,162	2,618	456 (21.1%)
裁判所からの保護命令通知 <sup>(注2)</sup>	1,774	2,178	2,247	2,239	2,534	295 (13.2%)
接近禁止命令のみ	1,176	1,657	1,722	1,680	506	△1,174 (△69.9%)
子への接近禁止命令 <sup>(注3)</sup>	45	879	986	969	232	△737 (△76.1%)
親族等への接近禁止命令 <sup>(注4)</sup>	—	—	—	—	31	—
子・親族等への接近禁止命令	—	—	—	—	34	—
退去命令のみ	5	4	8	7	5	△2 (△28.6%)
接近禁止命令・退去命令	593	517	517	552	128	△424 (△76.8%)
子への接近禁止命令 <sup>(注3)</sup>	18	329	350	357	55	△302 (△84.6%)
親族等への接近禁止命令 <sup>(注4)</sup>	—	—	—	—	4	—
子・親族等への接近禁止命令	—	—	—	—	9	—
接近禁止命令・電話等禁止命令 <sup>(注4)</sup>	—	—	—	—	1,412	—
子への接近禁止命令	—	—	—	—	574	—
親族等への接近禁止命令	—	—	—	—	157	—
子・親族等への接近禁止命令	—	—	—	—	296	—
接近禁止命令・電話等禁止命令・退去命令 <sup>(注4)</sup>	—	—	—	—	483	—
子への接近禁止命令	—	—	—	—	257	—
親族等への接近禁止命令	—	—	—	—	34	—
子・親族等への接近禁止命令	—	—	—	—	93	—
配偶者暴力相談支援センターへの通知 <sup>(注4)</sup>	—	—	—	—	935	—
保護命令違反の検挙件数	57	73	53	85	76	△9 (△10.6%)
警察本部長等の援助 <sup>(注3)</sup>	254	3,519	4,260	5,208	7,225	2,017 (△38.7%)

注1：警察が裁判所から申立人が相談した際の状況を記載した書面の提出を求められた件数  
 注2：警察が裁判所からの保護命令の通知を受けた件数  
 注3：当該規定は、平成16年12月2日から施行  
 注4：当該規定は、平成20年1月11日から施行

図 1-41 配偶者からの暴力事案に関する警察と他機関との連携



## ② 子どもの安全対策

### (1) 子どもを犯罪から守るための取組み

#### ① 子どもが被害者となる犯罪

刑法犯に係る13歳未満の子どもの被害件数（以下「子どもの被害件数」という。）は、平成14年以降減少傾向にあり、20年中は3万3,328件と、前年より1,130件（3.3%）減少した。

20年中の全刑法犯に係る被害件数に占める子どもの被害件数の割合の高い罪種についてみると、略取誘拐が40.6%（63件）、強制わいせつが13.2%（936件）、殺人が8.8%（115件）、公然わいせつが8.3%（76件）と、特に高くなっている。

図 1-42 刑法犯に係る13歳未満の子どもの被害件数の推移（平成11～20年）

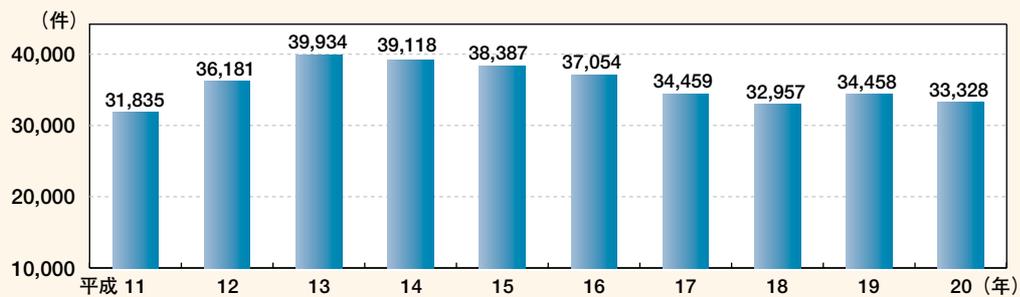
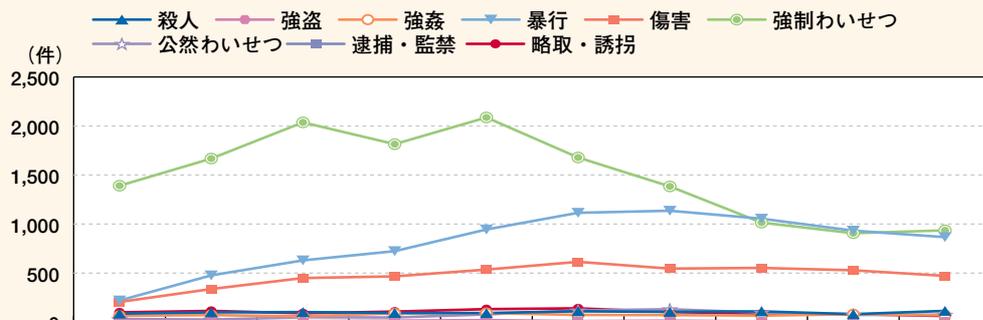


図 1-43 13歳未満の子どもの罪種別被害状況の推移（平成11～20年）



区分	年次	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
殺人(件)		87	100	103	94	93	111	105	110	82	115
強盗		18	10	11	16	21	11	16	8	7	8
強姦		65	72	60	90	93	74	72	67	81	71
暴行		221	477	630	724	945	1,115	1,136	1,055	933	867
傷害		206	338	450	467	536	615	546	553	529	472
強制わいせつ		1,391	1,668	2,037	1,815	2,087	1,679	1,384	1,015	907	936
公然わいせつ		32	27	50	48	79	120	132	98	73	76
逮捕・監禁		6	8	8	6	12	8	4	8	3	2
略取・誘拐		100	115	91	108	133	141	104	86	82	63

## ② 犯罪から子どもを守るための施策

### ア 学校周辺、通学路等の安全対策

警察では、子どもが被害者となる事件を未然に防止し、子どもが安心して登下校することができるよう、通学路や通学時間帯に重点を置いた警察官によるパトロールを強化するとともに、退職した警察官等をスクールサポーター（103頁参照）として委嘱し、積極的に学校へ派遣するなどして、学校と連携して、学校や通学路における児童・生徒の安全確保等を推進している。

### イ 被害防止教育の推進

警察では、子どもが犯罪に巻き込まれる危険を予測する能力や危険を回避する能力を向上させるため、幼稚園や保育所、小学校等において、学年や理解度に応じ紙芝居、演劇やロールプレイ方式等により、子どもが参加・体験できる防犯教室を学校や教育委員会と連携して開催しているほか、教職員に対しては、不審者が学校に侵入した場合の対応要領の指導等を行っている。

### ウ 情報発信活動の推進

子どもが被害に遭った事案等の発生に関する情報については、迅速に児童や保護者に対し情報提供が行われるよう、警察署と小学校及び教育委員会との間で情報共有体制を整備している。また、これらの情報を都道府県警察のウェブサイトで公開するとともに、電子メール等を活用した情報提供システムによる情報発信を行うなど、地域住民に対する積極的な情報提供を実施している。

### エ ボランティアに対する支援

警察では、「子ども110番の家」として危険に遭遇した子どもの一時的な保護と警察への通報等を行うボランティアに対し、ステッカーや対応マニュアル等を配布するなどの支援を行っている。また、通学路における子どもの保護・誘導を主な活動内容とするボランティア団体に対し、活動拠点を整備したり資機材等を提供したりしているほか、防犯ボランティア団体との合同パトロールを実施するなど、自主防犯活動を積極的に支援している。



防犯教室



子どもの安全に関する情報の提供



防犯ボランティア団体による活動

## コラム② 子どもと女性を性犯罪等の被害から守るための体制の強化

子どもや女性が被害に遭う凶悪事件が後を絶たず、国民に大きな不安を与えていることを踏まえ、警察では、21年度予算において警察官の増員を行い、子どもと女性を性犯罪等の被害から守るための体制を強化した。

埼玉県警察において「子ども女性安全対策隊」を設置するなど、各都道府県警察において性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の段階で行為者を特定し、検挙、指導警告等の措置を講じる活動に専従する「子ども女性安全対策班（JWAT）<sup>(注)</sup>」の体制を整備し、取組みを推進している。

注：Juvenile and Woman Aegis Team

## (2) 少年の福祉を害する犯罪への取組み

警察では、児童に淫行をさせる行為のように、少年の心身に有害な影響を与え少年の福祉を害する犯罪（以下「福祉犯」<sup>(注1)</sup>）という。）の取締りと被害少年の発見・保護を推進している。特に、児童買春や児童ポルノについては、児童買春・児童ポルノ法を積極的に適用し、取締りを強化している。

また、日本国民が国外で犯した児童買春・児童ポルノ事犯等の取締りや国際捜査協力を強化するため、警察庁では、平成14年以降、毎年東南アジア各国の捜査関係者、非政府組織（NGO）関係者等を招いて、児童の商業的・性的搾取対策に関する取組みについて意見交換を行っており、20年10月には第7回東南アジアにおける児童の商業的・性的搾取対策に関するセミナー及び捜査官会議を開催した。

図 1-44 福祉犯の法令別検挙人員（平成20年）

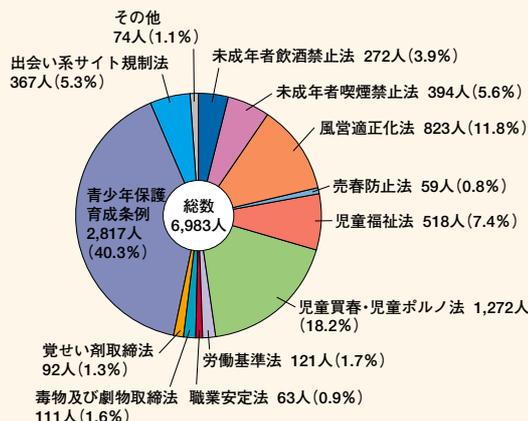


表 1-13 福祉犯の被害少年の学職別状況（平成19、20年）

区分	合計	学職別						有職少年	無職少年
		未就学	学生・生徒	小学生	中学生	高校生	その他の学生		
20年(人)	7,014	6	4,845	66	1,909	2,806	64	694	1,469
構成比(%)	100.0	0.1	69.1	0.9	27.2	40.0	0.9	9.9	20.9
19年(人)	7,375	6	4,942	53	1,868	2,960	61	749	1,678
構成比(%)	100.0	0.1	67.0	0.7	25.3	40.1	0.8	10.2	22.8
増減数(人)	△361	0	△97	13	41	△154	3	△55	△209
増減率(%)	△4.9	0.0	△2.0	24.5	2.2	△5.2	4.9	△7.3	△12.5

## コラム③ 児童ポルノ対策に係る国際的動向

## Column

児童ポルノは、その製造に当たって強制わいせつ等の違法行為がなされることが多いほか、当該画像がいったんインターネット上に流出すれば、画像のコピーが転々と流出してしまうことから、被害児童を長期にわたって苦しめるといった特徴がある。

国際的には、児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書を始めた条約が採択されており、欧米諸国では、児童ポルノの単純所持を処罰対象とするなどの措置やISPによるブロッキング<sup>(注2)</sup>等の対策が講じられている。

我が国でも児童買春・児童ポルノ法が制定されるなどしており、警察では、同法に基づく取締り及び被害児童の発見・保護を強化しているほか、20年11月にブラジルで開催された第3回児童の性的搾取に反対する世界会議に出席するなどして国際協力に努めている。

1989年(平成元年) 児童の権利に関する条約

1996年(8年) 第1回児童の性的搾取に反対する世界会議  
(開催地:ストックホルム)

1999年(11年) 最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約

2000年(12年) 児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書

2001年(13年) サイバー犯罪に関する条約

2001年(13年) 第2回児童の性的搾取に反対する世界会議  
(開催地:横浜市)

2007年(19年) 児童ポルノとの国際的闘いの強化に関するG8司法・内務閣僚宣言

2007年(19年) 性的搾取及び性的虐待からの児童の保護に関する欧州評議会条約

2008年(20年) G8司法・内務大臣会議総括宣言  
(児童の性的搾取との闘い)

2008年(20年) 第3回児童の性的搾取に反対する世界会議  
(開催地:リオデジャネイロ)

我が国の対応

1999年(11年)  
児童買春・児童ポルノ法成立

2004年(16年)  
児童買春・児童ポルノ法改正

①特定少数への提供の処罰化  
②単純所持の処罰化  
③児童ポルノ/電磁的記録の提供等を処罰化

注1：児童買春・児童ポルノ法違反（児童買春等）、労働基準法違反（年少者の危険業務、深夜業等）等

注2：インターネットにアクセスするためのサービスを提供しているインターネット・サービスプロバイダ（ISP）において、利用者による特定のウェブサイト又はウェブページへのアクセスを遮断することによって、その閲覧を防止する措置



表 1-14 児童ポルノ事件の検挙件数・検挙人員・被害児童数の推移（平成16～20年）

区分	年次	16	17	18	19	20
検挙件数（件）		177	470	616	567	676
うちインターネット利用に係るもの		85	136	251	192	254
検挙人員（人）		137	312	350	377	412
うちインターネット利用に係るもの		76	110	174	172	213
被害児童数（人）		82	246	253	275	338

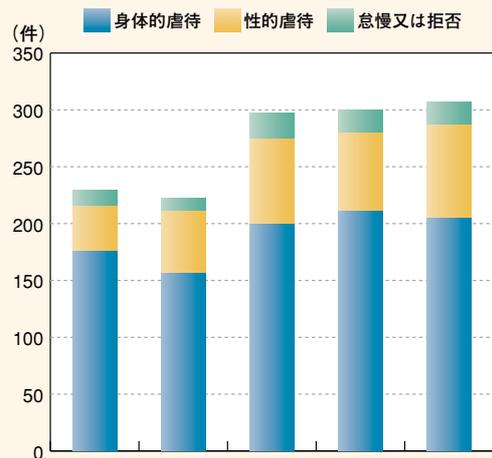
### （3）児童虐待対策

平成20年中の児童虐待事件の検挙件数は307件と、最近5年間で1.3倍に増加した。

児童虐待の早期発見と被害児童の早期保護は、児童の生命・身体の保護という警察の責務であることから、警察では、児童相談所、学校、医療機関等の関係機関との緊密な連携を保ちながら、児童の生命・身体の保護のための措置を積極的に講ずることとしている。

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には、速やかに児童相談所等に通告するほか、厳正な捜査や被害児童の支援等、警察としてできる限りの措置を講じて、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応の徹底を図っている。また、児童の保護に向けて、個別事案についての情報を入手した早期の段階から、関係者間で情報を共有し、対応の検討が行えるよう、児童相談所等関係機関との連携の強化を図っている。

図 1-45 児童虐待事件の態様別検挙状況の推移（平成16～20年）



区分	年次	16	17	18	19	20
合計（件）		229	222	297	300	307
身体的虐待		176	156	199	211	205
性的虐待		39	55	75	69	82
怠慢又は拒否		14	11	23	20	20

#### 事例 ①

20年8月、乳児を診察した医師から虐待のおそれがある旨の通報を受け、同乳児の母（24）を、泣きやまない同乳児に苛立ち、両手で持ち上げて前後に強く揺さぶり、後頭部や顔面を殴打するなどの暴行により6か月程度の治療を要する硬膜下血腫の傷害を負わせたとして、傷害罪で逮捕した（滋賀）。

#### 事例 ②

20年7月、虐待のおそれがある旨の通報を受けた児童相談所から援助要請を受け、児童福祉司と連携して虐待を受けていた児童を保護するとともに、同児童と同居する男（21）を、同児童の顔面を殴るなどして負傷させたとして、傷害罪で逮捕した。また、同月、同児童の母（26）を、同男の同児童に対する暴行を制止せず、同犯行を容易にしたとして、傷害罪の幫助で逮捕した（神奈川）。

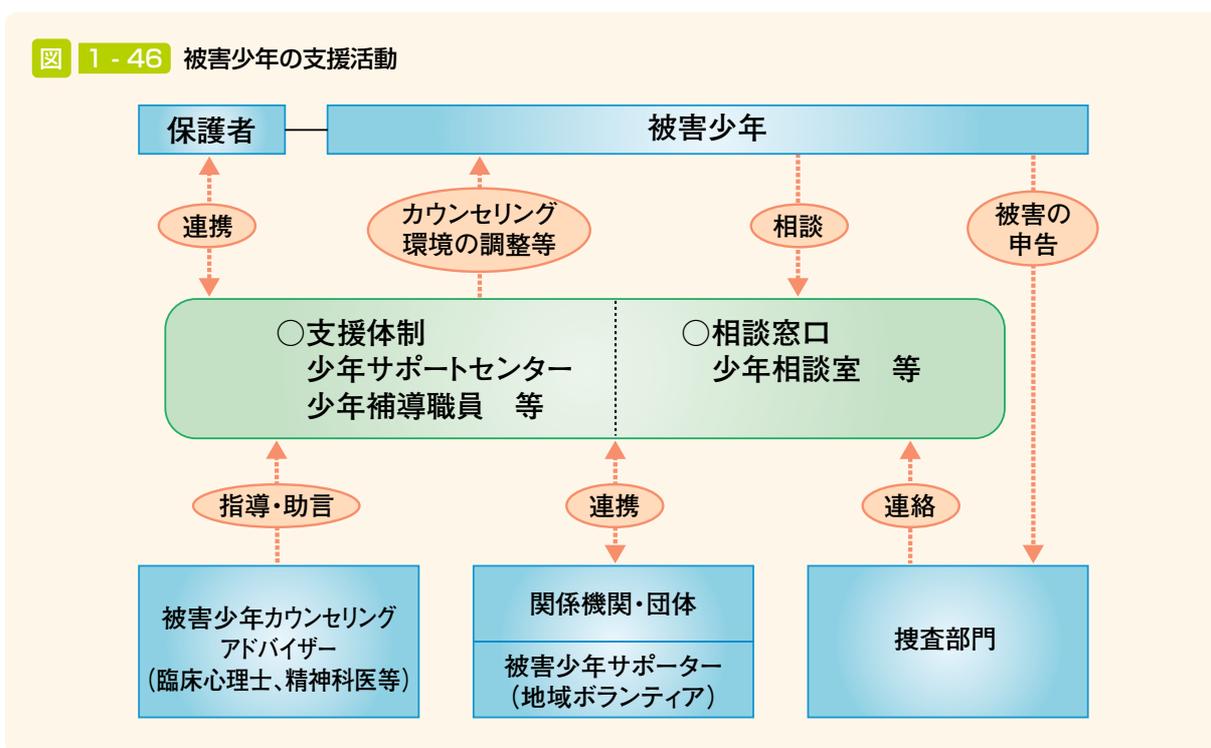
#### (4) 少年の犯罪被害への対応

平成20年中の少年が被害者となった刑法犯の認知件数は28万9,035件であり、このうち凶悪犯は1,231件、粗暴犯は1万4,443件であった。

警察では、被害少年に対し、少年補導職員<sup>(注)</sup>を中心に継続的にカウンセリングを行うなどの支援を行うとともに、大学の研究者、精神科医、臨床心理士等部外の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱し、支援を担当する職員が専門的な助言を受けることができるようにしている。

また、警察では、少年が出会い系サイト等を利用することによって犯罪に巻き込まれたり、インターネット上の違法情報・有害情報に触れたりすることのないよう、コンピュータ及び携帯電話におけるフィルタリング・ソフト又はサービスの普及促進や広報啓発活動等の取組みを推進している。

図 1-46 被害少年の支援活動



#### 事例

パトロール中に発見・保護された家出少年は、学校におけるいじめの被害により不登校に陥っていたことなどから、継続的に支援を行う必要性が認められた。

少年サポートセンターの少年補導職員と地域ボランティアの被害少年サポーターが連携し、家庭訪問や学校との連絡調整等きめ細かな支援活動を行った結果、同少年は立ち直り、安定した学校生活を取り戻した（岐阜）。

注：特に専門的な知識及び技能を必要とする活動を行わせるため、その活動に必要な知識と技能を有する警察職員（警察官を除く。）のうちから警察本部長が命じた者で、少年の非行防止や立ち直り支援等の活動において、重要な役割を果たしている。平成21年4月1日現在、全国に約1,100人の少年補導職員が配置されている。

## 3 警察安全相談の充実強化

警察では、国民から寄せられた相談に円滑に対応することができるよう、警視庁及び各道府県警察本部に警察総合相談室を、警察署に警察安全相談窓口を、それぞれ設置し、警察職員のほか、経験豊富な元警察職員等を非常勤の警察安全相談員として配置するなど、相談受理体制を整備している。

また、警視庁及び各道府県警察本部に警察相談専用電話が開設され、全国統一番号の「#(シャープ) 9110」番<sup>(注)</sup>に電話をかければ自動的に接続されるようになっており、相談の利便を図っている。

寄せられた相談に対しては、刑罰法令に抵触する事案を検挙することはもとより、刑罰法令に抵触しない事案であっても必要に応じて防犯指導や相手方への指導警告を行うなどして被害の未然防止を図っている。また、警察以外の機関で取り扱うことが適切である相談については、適切な機関への円滑な引継ぎを行っている。

図 1-47 相談取扱件数の推移（平成11～20年）

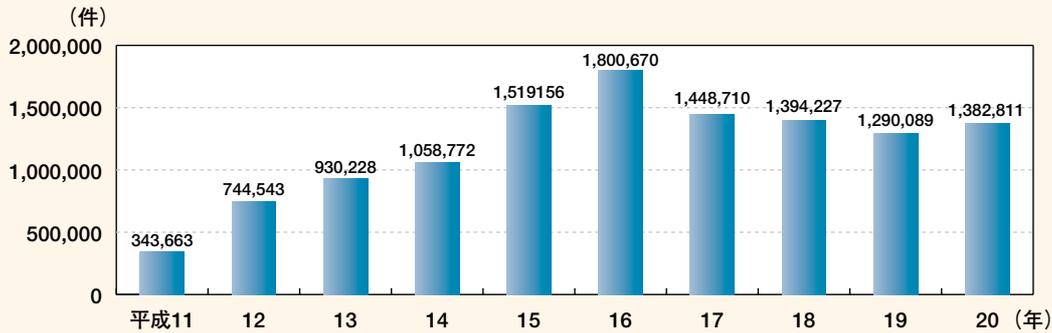
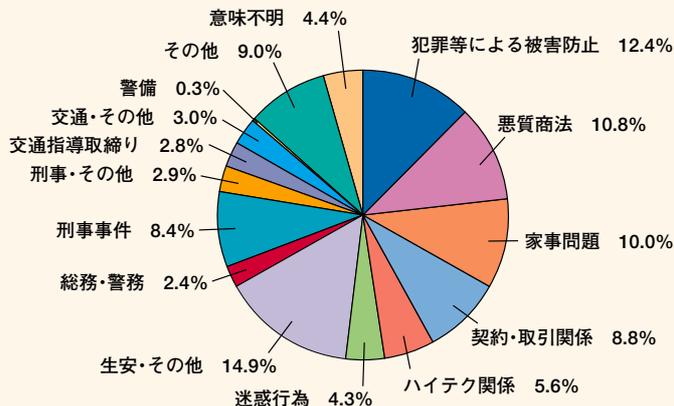


図 1-48 相談内容の内訳（平成20年）



警察安全相談員の活動

注：携帯電話からも利用できる。なお、ダイヤル回線及び一部のIP電話では利用できないので、警察安全相談専用の一般加入電話番号を警察庁ウェブサイト等で広報している。

## 4

## 安全・安心なまちづくりの全国展開

## (1) 犯罪対策閣僚会議と都市再生本部の連携

近年、全国の地域住民の間で、取締りだけに頼るのではなく、自らの手で街の安全・安心を確保しようとする機運が高まっている。政府では、こうした地域の自主的な取組みを支援し、官民連携した安全で安心なまちづくりを全国に展開するため、平成17年6月、犯罪対策閣僚会議と都市再生本部の合同会議を開催し、「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」及び都市再生プロジェクト「防犯対策等とまちづくりの連携協同による都市の安全・安心の再構築」を決定し、両者を調和させて推進していくこととした。警察庁も、これらの取組みに積極的に参画している。

## (2) 「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」に基づく施策の推進

平成17年12月、犯罪対策閣僚会議において、犯罪に強い社会の実現のため、安全・安心なまちづくりを推進する機運を全国的に波及・向上させ、国民の意識と理解を深めることを目的として、毎年10月11日を「安全・安心なまちづくりの日」とするとともに、安全・安心なまちづくりの推進に顕著な功績又は功労のあった団体・個人を首相が表彰する制度を新設することが決定された。



安全・安心なまちづくり関係功労者表彰



安全・安心なまちづくりの日ポスター

これに基づき、18年、19年に引き続き、20年10月10日、首相官邸において、10団体に対し、安全・安心なまちづくり関係功労者表彰が行われた。

また、20年中、次のとおり、「安全・安心なまちづくりの日」関連行事が開催された。

**10月14日 安全・安心なまちづくりワークショップ（(財)都市防犯研究センター主催・警察庁後援）**

防犯まちづくりに積極的な取組みを行っている地方公共団体の発表・意見交換を行った。

**10月25日 防犯ボランティアフォーラム2008（警察庁主催）**

全国で活躍する防犯ボランティア団体の活動内容を発表した。



安全・安心なまちづくりワークショップ



防犯ボランティアフォーラム2008

### (3) 繁華街・歓楽街を再生するための総合対策の推進

「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」及び都市再生プロジェクト「防犯対策等とまちづくりの連携協働による都市の安全・安心の再構築」を踏まえ、主要な繁華街・歓楽街を管轄する都道府県警察では、それぞれの繁華街・歓楽街が健全で魅力あふれるものとして再生することを目指し、違法風俗店、不法就労、暴力団等の犯罪組織等に対する取締りを強化するとともに、街の新たな魅力づくりとの効果的な融合を目指した取組み等を推進している。

#### ① 違法風俗店、客引き及び風俗案内所等の取締り

警察では、繁華街・歓楽街における環境浄化を図るため、違法営業に対する取締りを強化している。

#### ② 繁華街・歓楽街における犯罪組織の取締り

暴力団は、依然として、繁華街・歓楽街において、違法風俗店等の経営への関与、規制薬物の密売、風俗店等からのみかじめ料等の徴収を資金源とするなど、不当な資金獲得活動を活発に行っている。警察では、これらに対し、各種法令を駆使して取締りを強化している。

#### ③ 関係機関・団体等との連携

警察では、入国管理局、消防等の関係機関と連携して、合同の取締り・立入調査を行っているほか、防犯ボランティア団体、商店街振興組合等と連携し、合同パトロール、街の環境浄化、暴力排除活動等の取組みを推進している。

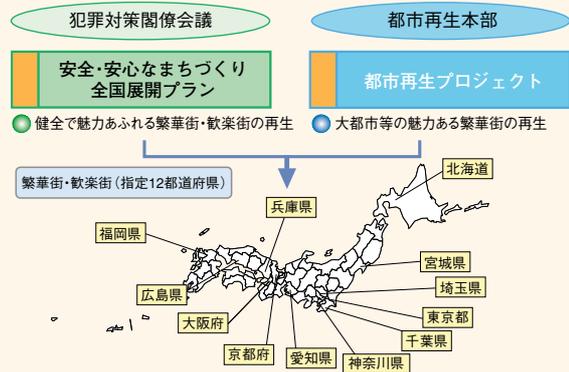
#### ④ 交通秩序の回復・向上と健全なにぎわいの創出

警察では、繁華街・歓楽街における交通秩序を回復・向上させるため、道路管理者等と連携して、ボラードの設置等の車道狭隘化を進めるとともに、悪質性・危険性・迷惑性の高い違法駐車等に対する指導・取締りを行っている。また、健全なにぎわいを創出するため、地方公共団体等が関与して地域活性化のためにイベント等が開催される場合には、その社会的意義を考慮しつつ、必要な道路使用の許可手続が円滑に進められるよう努めている。

#### ⑤ 繁華街・歓楽街における魅力あるまちづくりへの取組み

警察では、健全で魅力あふれる繁華街・歓楽街の再生に向け必要な施策が実現されるよう、まちづくりに関する協議会等において、警察としての視点をいかしつつ、必要な情報を提供するとともに、積極的に働き掛けを行うなど、官民協働体制の強化に努めている。

図 1-49 繁華街・歓楽街の再生に向けた取組み



注：都市再生プロジェクトにおいてモデルの枠組みの展開を図るとして例示された都市に、警察として対策を特に推進すべき都市を追加している。

### 事例

愛知県警察は、平成20年10月、同県内の繁華街・歓楽街で環境浄化等に取り組む関係者が意見交換を行う「歓楽街シンポジウム」を開催した。同シンポジウムでは、有識者による「栄の経済情勢と安全・安心なまちづくりの重要性」と題する基調講演のほか、街の代表者等によるパネルディスカッションも行われ、参加者の情報共有とネットワークの構築が図られた。



「歓楽街シンポジウム」の開催状況

## 5

# 地域社会との連携による治安回復への取り組み

### (1) 防犯ボランティア団体の活動

安全で安心なまちづくりを実現するためには、国民が防犯意識を高め、自主的な防犯活動を推進することが重要である。

平成20年末現在、警察が把握している防犯ボランティア団体は、全国で4万538団体<sup>(注)</sup>であった。これらの団体の構成員は約250万人であり、その多くは町内会、自治会等の地域住民による団体や子どもの保護者の団体に属している。

### (2) 自主防犯活動に対する支援

警察では、活動拠点を設置して行われる自主防犯活動を支援する「地域安全安心ステーション」推進事業を全国800地区で実施しており、パトロールに必要な装備品の貸与等を行っている。平成19年度からは、子どもの安全確保のための活動への支援を事業の重点としている。

また、国土交通省と連携し、防犯パトロール活動を行う自動車に青色回転灯を装備することが可能となる仕組みづくりを行い、20年末現在、全国で6,556団体、2万6,622台の青色回転灯装備車が防犯パトロールを行っている。

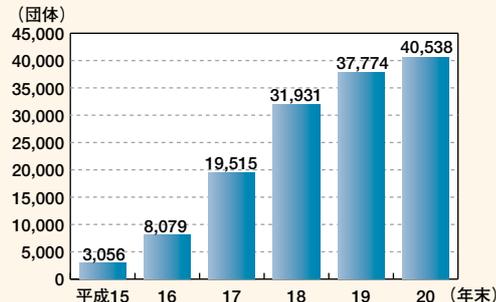
このほか、警察庁ウェブサイト上に「自主防犯ボランティア活動支援サイト」(<http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki55/index.html>)を立ち上げ、全国約4,300団体の防犯ボランティア団体を紹介し、防犯ボランティア団体相互のネットワークづくりを推進している。

### (3) 犯罪情報や地域安全情報の提供

警察では、地域住民が身近に感じる犯罪発生を抑止し、犯罪被害に遭わない安全で安心なまちづくりを推進するために、地域住民に向けて、警察の保有する犯罪情報や地域安全情報を様々な手段・媒体を用いて提供している。

また、犯罪発生情報を適時適切に提供するとともに、防犯対策情報を同時に提供することで、自主防犯活動の促進に努めている。

図 1-50 防犯ボランティア団体数の推移 (平成15～20年)



子どもの見守り活動を行う防犯ボランティア

図 1-51 青色回転灯を装備した防犯パトロール車両の運用状況の推移 (平成16～20年)



電子メールによる情報発信の例 (イメージ)

注：平均して月1回以上の活動実績（単に意見交換や情報交換のみを行う会議を除く。）があり、かつ、構成員が5人以上の団体

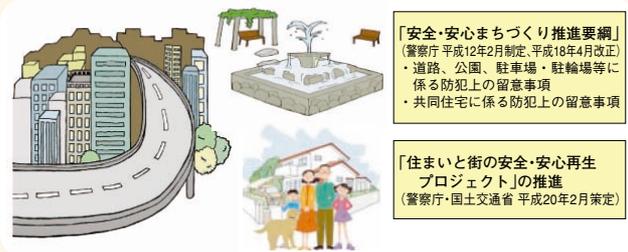
## 6 犯罪防止に配慮した環境設計

### (1) 公共施設や住宅の安全基準の策定等

警察庁では、犯罪防止に配慮した環境設計を行うことにより、犯罪被害に遭いにくいまちづくりを推進するため、平成12年2月に、道路、公園、駐車・駐輪場等の防犯基準や共同住宅に関する防犯上の留意事項を定めた「安全・安心まちづくり推進要綱」を制定（18年4月改正）し、住宅等の防犯性能の向上や防犯に配慮した公共施設等の整備及び管理の一層の推進を図っている。

また、20年度から、国土交通省と連携して、地域住宅交付金及びまちづくり交付金等を活用して安全・安心なまちづくりの一層の推進を図る「住まいと街の安全・安心再生プロジェクト」として全国13道県のモデル地区を選定し、地方公共団体、地域住民、地域企業等が協働して行う住まいと街の防犯機能の向上のための新たな取り組みを支援している。

図 1-52 犯罪防止に配慮した環境設計による犯罪被害に遭いにくい生活環境の確保



### (2) 共同住宅や駐車場の防犯性能の認定・登録制度

警察では、防犯関係団体と協力して、防犯に配慮した構造や設備を有するマンションや駐車場を防犯優良マンション、防犯モデル駐車場として登録又は認定する制度の構築を推進している。平成21年3月末現在、防犯優良マンション制度は19都道府県<sup>(注1)</sup>で、防犯モデル駐車場制度は8都府県<sup>(注2)</sup>で、それぞれ整備されている。



防犯モデルマンション（福井県）



防犯モデル駐車場（大阪府）

### (3) 街頭防犯カメラ等の整備

警察では、公共空間における犯罪を予防し、被害を未然に防ぐとともに、犯罪発生時には犯罪を速やかに認知し、犯人の追跡や被害者の保護に向かうなど迅速・的確な対応に役立てることを目的として、平成21年3月末現在、10都府県で363台の街頭防犯カメラを整備している。また、21年度は、効果的・効率的な犯罪抑止に資する街頭防犯カメラシステムの実現に向け、モデル事業を実施し、システムの在り方について検証を行うこととしている。このほか、緊急時には警察への通報等も可能な街頭緊急通報システム（スーパー防犯灯）及び子ども緊急通報装置<sup>(注3)</sup>は、国からの補助事業等として整備が進められ、21年3月末現在、全国でそれぞれ59地区計546基、59地区計400基が設置されている。



街頭防犯カメラ（警視庁）

注1：北海道、埼玉、東京、千葉、神奈川、静岡、福井、岐阜、愛知、京都、大阪、兵庫、奈良、広島、山口、徳島、愛媛、大分及び沖縄

注2：東京、千葉、静岡、京都、大阪、広島、大分及び沖縄

注3：街頭緊急通報システム（スーパー防犯灯）は、非常用赤色灯、非常ベル、防犯カメラ、インターホン等を備えた防犯灯で、緊急時には警察への通報や映像の伝送をすることができるものであり、子ども緊急通報装置は、非常用赤色灯、非常ベル、通報者撮影カメラ、インターホン等を備えた装置で、通学路、児童公園等に設置され、緊急時には警察へ通報することができるものである。これらは、国からの補助事業等のほか、都道府県の独自事業としても整備されている。

# 7

## 良好な生活環境の保持

### (1) 風俗営業等の状況

#### ① 風俗営業の状況

警察では、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営適正化法」という。）に基づき、風俗営業等に対して必要な規制を加えるとともに、風俗営業者の自主的な健全化のための活動を支援し、業務の適正化を図っている。

#### ② 性風俗関連特殊営業の状況

人身取引の防止と違法営業の抑止を目的とした平成18年の風営適正化法改正以降、無店舗型性風俗特殊営業の派遣型ファッションヘルス等の届出数は、17年に比べ大幅に減少しているが、20年中は前年より増加した。

#### ③ 深夜酒類提供飲食店営業の状況

深夜酒類提供飲食店の営業所数は、最近5年間は横ばいで推移している。

### (2) 売春事犯及び風俗関係事犯の現状

平成20年中の売春事犯の総検挙人員に占める暴力団構成員及び準構成員の割合は16.6%（110人）で、依然として売春事犯が暴力団の資金源になっていることがうかがわれる。

最近では、週刊誌等を広報媒体として利用する事犯のほか、携帯電話の出会い系サイトを利用する事犯が目立ち、女性に債務を負わせて売春を強要したり、派遣型ファッションヘルスを仮装したりするなどの悪質な事犯もみられる。

表 1-15 風俗営業の営業所数の推移（平成16～20年）

区分	年次	16	17	18	19	20
総数(軒)		115,955	112,892	111,528	109,135	106,864
第1号営業(キャバレー等)		5,056	4,914	4,505	4,080	3,668
第2号営業(料理店、カフェ等)		67,031	66,217	66,998	67,352	67,330
第3号営業(ナイトクラブ等)		596	572	558	541	512
第4号営業(ダンスホール等)		370	343	326	241	232
第5号及び第6号営業		23	14	13	13	11
第7号営業		32,770	31,317	30,037	28,256	26,974
まあじゃん屋		17,021	16,030	15,247	14,555	13,920
ばちんこ屋等 <sup>(注)</sup>		15,617	15,165	14,674	13,585	12,937
その他		132	122	116	116	117
第8号営業(ゲームセンター等)		10,109	9,515	9,091	8,652	8,137

注：ばちんこ屋及び回胴式遊技機等を設置して客に遊技させる営業

表 1-16 性風俗関連特殊営業の届出数の推移（平成16～20年）

区分	年次	16	17	18	19	20
総数(軒)		37,891	42,583	17,492	19,990	22,021
店舗型性風俗特殊営業		10,630	10,360	6,790	6,684	6,570
第1号営業(ソープランド等)		1,304	1,306	1,248	1,250	1,249
第2号営業(店舗型ファッションヘルス等)		1,013	1,021	823	875	862
第3号営業(ストリップ劇場等)		456	439	192	180	162
第4号営業(ラブホテル等)		6,636	6,414	4,167	4,031	3,944
第5号営業(アダルトショップ等)		1,221	1,180	360	348	353
無店舗型性風俗特殊営業		24,386	28,854	9,610	12,071	14,035
第1号営業(派遣型ファッションヘルス等)		21,570	25,727	8,936	11,236	13,093
第2号営業(アダルトビデオ等通信販売)		2,816	3,127	674	835	942
映像送信型性風俗特殊営業		2,031	2,575	626	811	1,026
店舗型電話異性紹介営業		469	432	299	245	209
無店舗型電話異性紹介営業		375	362	167	179	181

表 1-17 深夜酒類提供飲食店の営業所数の推移（平成16～20年）

区分	年次	16	17	18	19	20
総数(軒)		269,452	266,435	269,335	269,348	270,916

表 1-18 売春防止法違反の検挙状況の推移（平成16～20年）

区分	年次	16		17		18		19		20	
		件数(件)	人員(人)								
総数		2,011	1,012	2,214	1,026	1,863	928	1,867	775	1,842	662
街娯型	勧誘等	239	240	269	272	281	285	247	243	259	256
	場所提供	81	143	124	214	166	202	171	230	130	157
管理型	管理売春	6	20	19	32	10	13	8	14	7	18
	資金提供	6	7	11	10	8	8	3	3	4	4
派遣型	周旋	1,042	542	1,003	421	790	359	658	244	781	187
	契約	632	53	785	70	594	55	766	32	659	39
その他		5	7	3	7	14	6	14	9	2	1

20年中の風営適正化法による検挙状況についてみると、前年に比べ、無許可営業の検挙件数が増加している。

また、20年中のわいせつ事犯の検挙状況についてみると、前年に比べ、検挙件数が増加しており、近年では、コンピュータ・ネットワークを利用してわいせつな画像情報が記録されたDVD等を販売する事犯が多くみられる。

表 1-19 風営適正化法違反の検挙状況の推移（平成16～20年）

区分	年次	16		17		18		19		20	
		件数(件)	人員(人)								
総数		2,175	3,120	2,523	3,765	3,314	4,587	3,340	4,342	3,249	3,956
禁止区域等営業		700	1,255	711	1,411	646	1,263	569	1,102	532	1,074
年少者使用		453	615	468	665	536	730	512	713	439	598
客引き		386	560	496	737	692	1,035	649	1,020	537	815
無許可営業		276	270	432	462	560	609	622	757	656	836
構造設備・遊技機無承認変更		114	175	113	172	119	206	69	107	49	68
20歳未満客への酒類提供		55	119	92	180	94	202	109	229	101	200
その他		191	126	211	138	667	542	810	414	935	365

注：つきまとい等に係る違反は、平成17年の風営適正化法の改正を踏まえ、18年以降計上

表 1-20 わいせつ事犯の検挙状況の推移（平成16～20年）

区分	年次	16		17		18		19		20	
		件数(件)	人員(人)								
総数		2,171	2,041	2,412	2,316	2,769	2,628	2,505	2,510	2,569	2,470
公然わいせつ		1,669	1,451	1,741	1,502	1,999	1,715	1,718	1,618	1,782	1,613
わいせつ物頒布等		502	590	671	814	770	913	787	892	787	857

### (3) 人身取引事犯に対する警察の取組み

#### ① 人身取引事犯の検挙状況等

近年、人身取引の防止が国際的な課題となっており、警察では、入国管理局等の関係機関と連携し、水際での取締りや悪質な雇用主、仲介業者

等の取締りを強化し、被害者の早期保護及び国内外の人身取引の実態解明を図っている。また、関係国の大使館、被害者を支援する民間団体等と緊密な情報交換を行っている。

平成20年中の人身取引事犯の検挙人員の内訳は、経営者等が26人、仲介業者が7人であった。また、被害者の国籍は、タイ(18人)、フィリピン(7人)が多く、これらが全体の69.4%を占めた。被害者の保護時の在留資格は、「短期滞在者」(9人)、「不法入国」(8人)が半数を占めた。

表 1-21 人身取引事犯の検挙状況と被害者数の推移（平成16～20年）

区分	年次	16	17	18	19	20
検挙件数(件)		79	81	72	40	36
検挙人員(人)		58	83	78	41	33
ブローカー		23	26	24	11	7
被害者総数(人)		77	117	58	43	36

#### 事例

飲食店経営の中国(台湾)人女性(56)は、20年9月、営利の目的で中国人女性を買い受け、この女性に多額の借金を負わせた上、同飲食店において飲食客の接待に従事させるとともに、不特定の遊客を売春の相手方として紹介するなどして売春を強要した。同年11月までに、同経営者を売春防止法違反(周旋及び管理売春)及び人身売買罪で、同店の共同経営者である中国(台湾)人女性(47)を売春防止法違反(周旋及び管理売春)で、同経営者に中国人女性を売り渡した中国(台湾)人男性(58)及び日本人男性(43)を職業安定法違反(有害業務の紹介)及び人身売買罪で逮捕した(千葉)。

#### ② 匿名通報ダイヤルの運用

19年10月1日から、被害者本人からの申告が期待しにくく潜在化しやすい犯罪を早期に認知して検挙に結び付けるため、警察庁から委託を受けた民間団体が少年の福祉に係る一定の犯罪(注)や人身取引事犯に関する通報を国民から匿名で受け付け、事件検挙への貢献度に応じて情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」を運用している。20年9月30日現在、少年の福祉に係る一定の犯罪に関する通報件数は206件、人身取引事犯に関する通報件数は62件であり、このうち7件が事件解決等に結び付いた。

注：福祉犯のうち、未成年者喫煙防止法、未成年者飲酒禁止法に規定する罪等一部の罪を除き、刑法の強制わいせつ罪(少年が被害者になるものに限る。)、未成年者略取、誘拐罪等を含めたもの

## (4) 銃砲の適正管理と危険物対策

### ① 銃砲規制の厳格化と刃物規制の強化

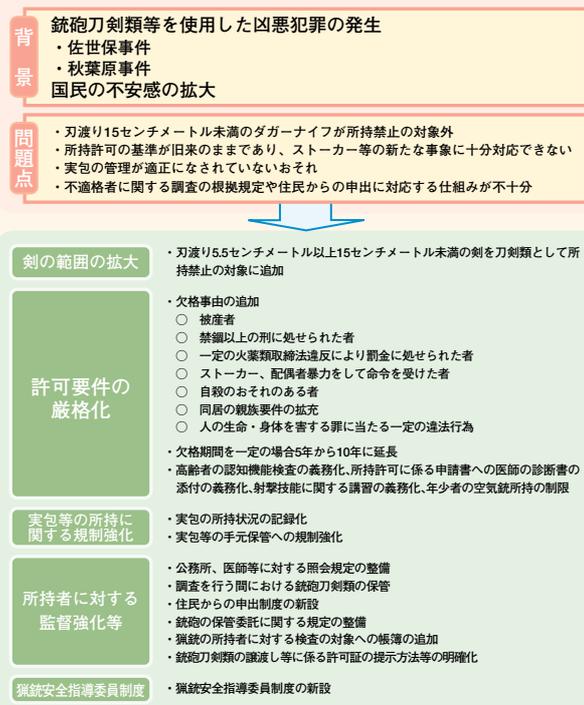
平成20年末現在、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）に基づき、都道府県公安委員会の所持許可を受けている猟銃及び空気銃の数は30万8,667丁で、15万2,938人が許可を受けている。警察では、所持許可の審査と行政処分を的確に行って不適格者の排除に努めており、20年中、申請を不許可等とした件数は26件、所持許可を取り消した件数は173件であった。

また、猟銃等の事故及び盗難を防止するため、毎年一斉検査を行うとともに、講習会等を通じて適正な取扱いや保管管理の徹底について指導を行っている。

20年中は、長崎県佐世保市で発生した散弾銃使用殺傷事件を受け、各都道府県警察において許可を受けた猟銃等及びその所持者のすべてを対象とした「17万人／30万丁・総点検」を実施するとともに、警察庁において幅広い観点から銃砲行政全般の見直しを行う「銃砲行政の総点検」を実施した。

総点検の結果及び東京都千代田区で発生したダガーナイフ使用による無差別殺傷事件を受け、20年12月、銃砲規制の厳格化と刃物規制の強化を内容とする銃刀法の一部を改正する法律が可決・成立し、21年1月5日に刃渡り5.5センチメートル以上の剣の所持禁止に係る規定が、同年6月1日に銃砲規制の厳格化に関する規定の一部が、それぞれ施行された。

### 図 1-53 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の概要



### 事例

社員の男（45）は、20年7月、医師の診断を受けるのが面倒であるとの理由で、散弾銃の所持許可の更新申請に必要な医師の診断書を偽造し、申請時の添付書類として提出した。対応した警察職員による面接等により偽造が発覚し、有印私文書偽造・同行使罪及び銃刀法違反（虚偽記載）で逮捕した（徳島）。

### ② 危険物対策

火薬類、特定病原体等、放射性物質等の危険物の運搬に当たっては、火薬類取締法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等の規定に基づき、都道府県公安委員会にその旨を届け出ることとされている。

警察では、これらの危険物が安全に運搬されるよう、関係事業者に対して事前指導や指示等を行うとともに、これらの危険物の取扱場所への立入検査等により、その盗難、不正流出等の防止に努めている。

表 1-22 運搬届出・立入検査の状況（平成20年）

区分	運搬届出受理件数(件)	立入検査の件数(件)
火薬類関係	42,247	21,412
特定病原体等関係	46	23
放射性同位元素等関係	1,206	3
核燃料物質等関係	678	26

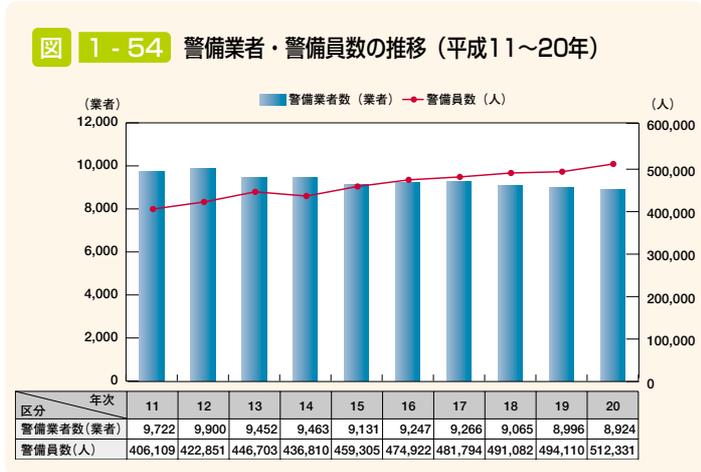


# 8 生活安全産業の育成と活用

## (1) 警備業の育成

警備業の業務は、施設警備、雑踏警備、交通誘導警備、現金輸送警備、ボディガード等の幅広い分野に及び、住宅の機械警備も普及拡大するなど、警備業は、民間の生活安全サービスとして定着している。また、空港や原子力発電所のようなテロの標的とされやすい施設での警備も行っている。

警察では、警備業者に対する指導監督を行い、不適正な業務を行う業者に対しては行政処分を行うことで、警備業務の実施の適正化を図っている。



## (2) 古物商・質屋を通じた盗品の流通防止と被害回復

古物営業法及び質屋営業法では、古物商や質屋に盗品等が持ち込まれる蓋然性が高いことに着目し、事業者には様々な義務付けをしている。

これらにより、盗品等の市場への流入が阻止されるとともに、いったん流入した盗品等が発見されやすくなり、窃盗その他の犯罪の防止及びその被害の回復が図られている。

## (3) 防犯設備関連業界との連携

警察では、より良質な防犯設備が供給されるよう、最新の犯罪情勢や手口の分析結果等を事業者に提供するなどして、防犯設備の開発を支援している。

また、(社)日本防犯設備協会が認定している防犯設備士等<sup>(注)</sup>は、防犯設備の設計、施工、維持管理に関する専門的な知識・技能を有する専門家として活躍している。警察では、同協会に対し、防犯設備士の養成講習等を充実させるための支援を行っているほか、都道府県ごとに防犯設備士等の地域活動拠点を設立するよう働き掛けている。

**表 1-23 防犯設備士等の地域活動拠点**

1	北海道防犯設備士協会	17	岐阜県防犯設備協会
2	青森県防犯設備協会	18	愛知県セルフガード協会
3	岩手県防犯設備協会	19	NPO法人 三重県防犯設備協会
4	宮城県防犯設備士協会	20	滋賀県防犯設備士協会
5	山形県防犯設備協会	21	NPO法人 京都府防犯設備士協会
6	福島住宅防犯促進協会	22	奈良県防犯設備士協会
7	栃木県防犯設備協会	23	NPO法人 大阪府防犯設備士協会
8	埼玉県防犯設備士協会	24	NPO法人 兵庫県防犯設備協会
9	千葉県防犯設備士協会	25	岡山県防犯設備業防犯協力会
10	NPO法人 東京都セキュリティ促進協力会	26	NPO法人 広島県生活安全防犯協会
11	NPO法人 神奈川県防犯設備士協会	27	山口県防犯設備士協会
12	山梨県防犯設備士協会	28	香川県防犯設備業防犯協力会
13	静岡県防犯設備士生活安全協議会	29	NPO法人 福岡県防犯設備士協会
14	富山県防犯設備協会	30	大分県防犯設備士協会
15	石川県防犯設備促進協力会	31	NPO法人 宮崎県防犯設備士協会
16	NPO法人 福井県防犯設備協会	32	鹿児島県防犯設備協会

(社)日本防犯設備協会資料による(平成21年3月末現在)。

## (4) 探偵業に係る業務の適正化

平成19年6月、探偵業の業務の適正化を図り、個人の権利利益の保護に資することを目的として、探偵業の業務の適正化に関する法律が施行された。警察では、探偵業者の業務実態を把握するとともに、違法行為に対しては厳正に対処し、探偵業務の実施の適正化を図っている。

注：総合防犯設備士（平成21年1月1日現在約250人）及び防犯設備士（同約1万8,000人）